

令和4年第4回足寄町議会定例会議事録（第4号）

令和4年12月14日（水曜日）

◎出席議員（11名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 多治見 亮 一 君 | 2番 高 道 洋 子 君 |
| 3番 進 藤 晴 子 君 | 4番 榊 原 深 雪 君 |
| 5番 田 利 正 文 君 | 7番 高 橋 健 一 君 |
| 8番 川 上 修 一 君 | 9番 高 橋 秀 樹 君 |
| 10番 二 川 靖 君 | 11番 木 村 明 雄 君 |
| 12番 井 脇 昌 美 君 | |

◎欠席議員（1名）

13番 吉 田 敏 男 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|-----------|
| 足 寄 町 長 | 渡 辺 俊 一 君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 東海林 弘 哉 君 |
| 足寄町代表監査委員 | 川 村 浩 昭 君 |

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 丸 山 晃 徳 君 |
| 総 務 課 長 | 松 野 孝 君 |
| 福 祉 課 長 | 保 多 紀 江 君 |
| 住 民 課 長 | 金 澤 真 澄 君 |
| 経 済 課 長 | 加 藤 勝 廣 君 |
| 建 設 課 長 | 増 田 徹 君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 川 島 英 明 君 |
| 会 計 管 理 者 | 伊 藤 啓 二 君 |
| 消 防 課 長 | 大竹口 孝 幸 君 |

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 横 田 晋 一 君 |
| 事 務 局 次 長 | 野 田 誠 君 |
| 総 務 担 当 主 査 | 中 鉢 武 志 君 |

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 1 2 7 号 足寄町税条例の一部を改正する条例< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 2 議案第 1 2 8 号 足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 議案第 1 2 9 号 令和 4 年度足寄町一般会計補正予算 (第 9 号) < P 5 ~ P 9 >
- 日程第 4 議案第 1 3 0 号 令和 4 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) < P 5 ~ P 9 >
- 追加日程第 1 意見書案第 8 号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書< P 1 0 >
- 追加日程第 2 所管事務調査期限の延期について (総務産業常任委員会) < P 1 0 >
- 追加日程第 3 閉会中継続調査申出書 (広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 1 0 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○副議長（井脇昌美君） おはようございます。

吉田敏男議長は欠席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 議運結果報告

○副議長（井脇昌美君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）
昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、議案第127号から議案第130までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第127号

○副議長（井脇昌美君） 日程第1 議案第127号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤真澄君。

○住民課長（金澤真澄君） ただいま議題となりました、議案第127号足寄町税条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本条例は、入湯税の取扱いについて、足寄町税条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容について、御説明いたします。

改め文の朗読は省略させていただきますので、新旧対照表により御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

本年度建設しております足寄町営温泉浴場は、自宅に風呂がない町民、自宅での入浴に不安を持つ高齢者や気軽に天然温泉に入りたいと願う町民など、地域住民の健康保持及び保健衛生上不可欠であることから、利用者の入浴料低減のため、公衆浴場に規定する、その他の公衆浴場として許可を受けて設置されるものです。その他の公衆浴場は、足寄町税条例第142条の規定に基づく、共同浴場または一般公衆浴場ではないため、入湯税の課税免除の対象外となりますが、新たに142条に5号として、「足寄町が設置する公衆浴場に入浴する者」を加えて課税免除措置を講じ、利用者の入浴料低減を図るものです。

また、野中温泉ユースホステルが10年以上前に閉業し再開の見込みもないことから、第143条第2項のユースホステルに係る入湯税率の特例措置を廃止するとともに、第149条第3項に字句誤りがあったため、併せて改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日からとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（井脇昌美君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 今の説明で十分分かったのですが、入湯税というのは目的税だと思ったのですがけれども、これについてたしかいろいろな施設に対してと、こういう観光云々かんぬんに対してのためにお金を使うというところだったということだと思っておりますけれども、ちょっと確認を願

いしたいのですけれども。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、住民課長。

○住民課長（金澤真澄君） お答えします。

入湯税につきましては、温泉等の振興に使われるものと解しております。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 今回の温泉施設、確かに足寄町のお風呂のない方だとかそういう方に対して、軽減措置を図るという意味でこういう形を取るのは何となく分かるのですけれども、それ以外の人たち、ここで入浴料を下げる目的で、例えば野中温泉、今で言ったら野中温泉だとか芽登温泉さんのほうは入湯税を取られているという形になっている中で、ここの温泉浴場だけが入湯税を支払わない、それでその目的税をほかに回すことができないというのは、そこに至った経緯というかな、そういうのは整合性に関してちょっと疑問を感じるのですけれども、その辺行政側のほうとしてはどのように考えて、この税条例をつくったのか、もう一度説明をお願いいたします。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどの住民課長の説明にもございましたけれども、温泉地での入浴と違って、市街地の入浴施設ということでありまして、市街地の中にお風呂を持っていない方ですとか、そういう方たちが、そんなに多くはありませんけれどもいらっしゃる。やはりそういう方たちが入浴するときに、日常的に使う、生活に必要な施設ということになるわけですから、観光地だとかにある施設とはやはりちょっと性質的には違うのかなというように考えているところでもあります。

もちろん観光で来られる方ももしかした

ら使われるかもしれませんが、そういう方たちは本当にごく少数であって、日常的に使われるのはやはり市街地に住まわられていて、住宅にお風呂がないだとか、お風呂があっても一人で入浴するのにはちょっと不安があるだとか、そういうような方たちが多く、日常の生活の中で使われる、そういうお風呂だということで、そういった部分では入湯税をさらにプラスしていただくというのはなかなか、毎日ではないかもしれないけれども、日常的に使われるといった部分では負担が大きくなるのではないかなというように考えているところでもあります。

そういうことも勘案しながら、今回この市街地にできる温泉については入湯税を課税しないようにしたほうがいいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 9番議員、理解できましたか。

○9番（高橋秀樹君） はい、ありがとうございます。

○副議長（井脇昌美君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第127号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（井脇昌美君） 全員起立です。

したがって、議案第127号足寄町税条

例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第128号

○副議長（井脇昌美君） 日程第2 議案第128号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書3ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第128号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正の理由でございますが、足寄町営温泉浴場の設置に伴い、上水道料金の種類及び区分におきまして、公衆浴場用の新たな設定と臨時用の料金につきまして、コスト計算等を行った結果、実情とそぐわないため、改定をお願いをするものでございます。

なお、料金の設定及び改定に当たり、足寄町上水道料金改定調査専門委員設置規則に基づき委員会を設置し、令和4年10月28日に委員会において協議いただき、料金改定等今回の改正は適当であるとの意見具申を頂いたところでございます。

条文について御説明申し上げます。

第3条中、第9号を10号とし、第8号を9号とし、第7号の次に8号といたしまして、公衆浴場用についての用語の定義を加え、次に別表第1におきまして、ケイリョウセンの部、工業用の項に次に公衆浴場を追加し、基本水量を100立方メートル、基本料金を2万3,218円に、超過料金を1立方メートル増すごと232円とするものでございます。

次に、臨時用の項中、1立方メートル当たり287円を569円に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年3月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、改正後の別表第1の規定は令和5年3月分として徴収する料金から適用し、同月前の料金につきましては、なお従前によるものとしております。

議案書4ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（井脇昌美君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） では、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第128号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（井脇昌美君） 全員起立です。

したがって、議案第128号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第129号及び議案第130号

○副議長（井脇昌美君） 日程第3 議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）並びに日程第4 議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業

特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）及び議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

追加補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,901万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,838万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第4目介護サービス事業助成費におきまして、介護サービス事業特別会計繰入金といたしまして1,881万5,000円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費におきまして、特産品海外販路開拓実演販売支援事業補助金といたしまして20万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして1,901万5,000円を計上いたしました。

3ページへお戻りください。

第2表繰越明許費1件をお願いいたしました。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,881万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,568万6,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

18ページをお願いいたします。

第2款介護サービス事業費、第3項介護サービス施設建設費におきまして、介護サービス施設新築工事基本設計業務委託料といたしまして1,881万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第3款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして、歳出と同額の1,881万5,000円を計上いたしました。

13ページへお戻りください。

第2表繰越明許費1件をお願いいたしました。

以上で、議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）及び議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（井脇昌美君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

8ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） ここで、ちょっとお伺いをしたいと思います。

この商工費、ここで観光振興管理経費について、これについて何をどこでどのような形の中で進めたのか、ちょっと具体的に

お伺いしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） こちらの補助金なのですが、北海道とアメリカのハワイ州が友好提携宣言5周年を記念して、北海道が主催するハワイでの道産品の販路拡大ということで、「北海道フェア in Hawaii」というものを参加企業を募っております、足寄の事業者が1名1件参加することになりました。それで、実際来年の1月13日から20日までの間でハワイ州のホノルルのほうで、実演販売ですとかを行っていただく、それとともに足寄町のPRですとか、足寄町の特産品の販売も行っていただくということで、その経費の一部を観光協会を経由して補助するというようにしてございます。

以上でございます。

○副議長（井脇昌美君） 11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） 具体的にということでは聞いたわけなのですが、これどのようなものなのでしょう。PRするため、足寄町のものについて持って行ってPRするのだと思うのだけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 実際の実演販売するものについては、豚丼だというふうには聞いております。あとはその豚の販売をしながら、足寄町の特産品いろいろあると思うのですが、そちらのほうもいろいろ持って行っていただいて、足寄町の観光のPRも兼ねながらの物品の販売もお願いしているというところでございます。

○副議長（井脇昌美君） 11番木村君、お分かりですか。

あと、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） では、3ページ

へお戻りください。

第2表繰越明許費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（井脇昌美君） 全員起立です。

したがって、議案第129号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

18ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 今回の介護サービス施設ですね、つくられるということで、町民の方あまりよく分かっていらっしゃらないと思います。基本計画、今後実施計画に入っていく、そして完成という形になっていくと思うのですが、そのスケジュール感ですとか、あと詳しい説明をお願いをいたしたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁お願いいた

します、保多福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 今後の事業の進め方といいますか、事業の進行について御説明をしたいと思います。

現在、昨日基本計画につきまして行政報告をさせていただきました。今回の補正予算で、基本設計の予算を上げさせていただいております。もしこの基本設計の予算を議決いただきましたら、今後プロポーザル方式で実施設計の委託を進めていきたいと思っています。ごめんなさい、基本設計です、失礼しました。基本設計について進めていきたいと思っています。基本設計につきましては、議決後、プロポーザル方式でやりたいと思っていますので、業者を選定し、その後プロポーザルの提案を受けながら、来年の8月9月ぐらいまでに基本設計を行うということで、繰越明許で事業を行います。

その後、実施設計を令和5年度中に行いまして、令和6年度に建設、そして令和7年度当初から新しい施設が稼働できればというふうに考えております。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 9番高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 特別養護老人ホーム、大分もう古くなって非常に町民の方に迷惑を、入所の方に迷惑をかけているかなと思っています。その中で、一日も早くといったら変なのですけれども、早急にこういうことをしっかりとやっていただきながら、事業のほう進めていただきたいと思えます。

プロポーザル方式というところでやっておる、昨日ちょっと質問させていただいたのですけれども、しっかりとそのプロポーザル、本当によいのか、現実どのような形になっていくか分からないのですけれども、その辺も含めた中で行政としていろいろ考えながら、また施設として非常に使いやすいものにしていただきたい

なというふうに考えているのですけれども、その辺に関して、より入所の方が使いやすいようにさせるためにといたら変なのですけれども、その辺の何か考え方、もしくはその設計に当たって、やっぱり専門性の高いところなり、使う方、使う方というのは入所者じゃない働く人たちが使いやすい、もしくは見守りやすいだとか、そういうところの考え方というのはどのように考えていらっしゃるのか。ただただ設計者に任せればいいというわけではないと思いますので、その辺は施設長等々含めていろいろ検討されていると思いますけれども、その辺というのはどのようにお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、保多福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 入所をされる方ももちろん、あと介護士です、ケアをさせていただく職員も使いやすい施設が望ましいかなというふうに思っています。

今の施設は、建設後大分たっているということもあって、廊下が一つあって片方にお部屋が配置されているというような感じで距離的にも結構長かったり、死角もあるのかなというふうにも思っています。今後、建てるものとしては死角がないとか、もちろんバリアフリーは当然なのですけれども、このたびのコロナの感染が施設で拡大したときも、俗に言うレッドゾーンとか、そういうきれいなところとか、そういうような区分をするのが非常に、ゾーニングも非常に職員も苦勞しておりまして、そういう感染対策ができるような施設とか、あとは将来もし使わなくなったら、このところをどのように使えるかとか、そういうことも考えながら行きたいなというふうに思っています。

あと、ICTとかも活用しながら見守りができるとか、そういうようなことも今いろいろ技術も進んでおりますので、いろいろ調査をしながら活用できればなというふ

うに考えております。

以上です。

○副議長（井脇昌美君） 高橋秀樹議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 今の高橋議員のことから、ちょっとそのことに関連してお伺いします。

専門性の高い介護施設であるとか病院とかはやはりそれにいつも設計されている、そういうプロのところに頼みたいということなのだと思うのですけれども、このコロナでなかなか視察に行けなかった。そういう中で、実際頼む設計事務所、そういうところの方が建てた、設計した、そういうものを見て決められるのですか、実際のところは。お願いします。

○副議長（井脇昌美君） 答弁、保多福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 今プロポーザルで業者さんをお願いしようということになってますけれども、プロポーザルを提案を頂くときに、過去のどのような、例えば特養とか老健さんとか、そういう類似した施設とかのどのような設計の実績があるかとか、そういうことを伺ったりとかしたいというふうに考えています。

初めからどのような、こういう施設ですというような図面は出していただく予定ではないのですけれども、あくまでもどのような過去に実績があるかというようなものを提供していただいて、そちらについてはこちらでも確認をすることができますので、そしてさらに、足寄町としてどのような足寄町らしい施設というか、介護がやりやすいような施設ができるかということを提案いただいで決めていこうというふうに考えています。

○副議長（井脇昌美君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） なかなか難しいと

思いますけれども、本当であれば、建てた、その設計の書類を見るだけではなく、そこを使われている方の意見とか、そういうところまで把握してから決めると一番いいのかなと思うのですけれども、二十数億円かかるものですので、しっかりと選んでいただきたいなと思います。

ありがとうございます。

○副議長（井脇昌美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） では、13ページへお戻りください。

第2表繰越明許費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（井脇昌美君） 全員起立です。

したがって、議案第130号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催願います。

午前10時39分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（井脇昌美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、意見書案第8号を即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○副議長（井脇昌美君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 意見書案第8号

○副議長（井脇昌美君） 追加日程第1意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（井脇昌美君） 全員起立です。

したがって、意見書案第8号物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○副議長（井脇昌美君） 追加日程第2所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 異議なしと認め

ます。

したがって、総務産業常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○副議長（井脇昌美君） 追加日程第3閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によってお手元に配付されましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井脇昌美君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○副議長（井脇昌美君） 本定例会の会議に付託された事件は、全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じたいと思います。

令和4年第4回足寄町議会定例会を閉会いたします。

ここで、吉田議長の代わり、私が務めさせていただきました。皆さんの御協力にて付された議事全て終了させていただきました。御協力大変ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

午前10時53分 閉会

令和4年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会副議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員